

報告第2号

公立大学法人公立鳥取環境大学の業務の実績に関する 評価について

地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第28条第4項の規定に基づき、公立大学法人公立鳥取環境大学評価委員会から、別添のとおり公立大学法人公立鳥取環境大学の平成26年度における業務の実績に関する評価の報告があったので、同条第5項の規定により、これを本議会に報告する。

平成27年9月11日

鳥取県知事 平井伸治